

# 参考資料

## 1. 不正薬物の種類

不正薬物は、覚醒剤取締法に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法に規定する大麻・ヘロイン・コカイン・MDMA・LSD 等の麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへんに分類されます。薬理作用の面からは、覚醒剤、コカイン及び MDMA が興奮作用型、大麻及び LSD が幻覚作用型、ヘロイン及びあへんが鎮静作用型として分類されています。向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品を含む）の総称であり、乱用されるおそれがあること等から規制されているものです。

不正薬物を継続使用した場合には、その種類により強弱はあるものの、次のような症状をもたらします。

耐性	薬物を継続使用するに従い、身体が不正薬物に慣れてくるため、1回の使用量を増加しなければ不正薬物の効果が生じないこと。
逆耐性	耐性とは逆に、不正薬物を継続使用するに従い、不正薬物に対する過剰反応が生じ、少量の使用であっても過敏な精神的症状を発現すること。
依存性	不正薬物の乱用者が、不正薬物を使用しなければ精神的又は肉体的に耐えきれない状態に陥ること。この依存性が生じた結果、不正薬物の効果が切れた際に現れる症状を禁断症状という。
フラッシュバック	不正薬物の乱用者が長期間にわたってその使用を中断した後であっても、一時的な不正薬物の再使用や酒酔い等を契機として乱用時の精神状態（幻覚や肉体的苦痛等）が発現すること。

不正薬物の乱用方法として、次の方法があります。

経口摂取	不正薬物を経口で服用し、胃や腸から吸収させる方法。
皮下注射	不正薬物の水溶液を皮下組織に注射し、毛細血管から吸収させる方法。
吸入・吸煙	不正薬物を直接鼻から吸いし、又は、不正薬物を燃焼させ、口あるいは鼻から吸煙して、肺を通じ血中に吸収させる方法。
静脈内注射	不正薬物を静脈に注射し、血中に吸収させる方法。

## 2. 主な不正薬物の製造方法・薬理作用等

種類	製造方法等	薬理作用・中毒症状・禁断症状等
覚醒剤	<p>メタンフェタミン アンフェタミン</p>	<p>強い興奮作用を有し、気分発揚・爽快感・多弁などがみられるが、多量では急性錯乱状態など急性中毒症状が現れ、効果が切れると強い脱力・疲労・不快感等に陥る。急速に耐性（同じ効果を得るために薬物を增量しなければならなくなること。）を生じ、反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、医療目的にはナルコレプシー（日中等に突然、短時間眠り込んでしまう症状）・各種の昏睡等の改善等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：注射、吸煙、経口〕</p>
麻薬類 <sup>1</sup>	<p>大麻<sub>1</sub></p> <p>大麻：大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）</p>	<p>幻覚作用を有し、気分・情動・感覚・知覚などに変化をきたす。多量では急性中毒状態をきたし、しばしば幻覚・妄想などを伴う。中毒によってひどい禁断症状はみられないが、長期連用により幻覚・妄想・意識変容等の精神病症状の発現がみられる。</p> <p>〔主な用法：吸煙〕</p>
	<p>テトラヒドロカンナビノール</p> <p>大麻草からの抽出の他、化学薬品からも合成可能</p>	<p>大麻に含まれる主な有害成分。薬理作用等については上記参照。</p> <p>〔主な用法：吸煙、経口〕</p>
あへん モルヒネ ヘロイン		<p>あへん・モルヒネ・ヘロインについては、作用の強弱等に違いはあっても、本質的な作用はあへんの主成分であるモルヒネの作用と異なるものではない。（ヘロインはモルヒネを化学的にアセチル化したものであり、即効性で作用も強い。）</p> <p>これらは抑制作用を有し、少量では鎮痛効果を現し、過量では急性中毒状態（呼吸抑制・昏睡等）をきたす。精神的には苦痛感が薄らぎ、心配や不安が消え陶酔感が生じる。反復使用により、身体的依存や耐性を生じるため、中断によって激しい禁断症状の発現がみられる。</p> <p>なお、医療目的には癌等における疼痛緩和等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：あへん—吸煙、モルヒネ・ヘロイン—注射〕</p>

<sup>1</sup> 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が、令和6年12月12日に施行され、大麻は麻薬類として規制されることとなった。

麻 薬 類	コカイン	コカ葉から抽出し、精製を行ったもの  コカ葉 → コカペースト → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">コカイン</span>	覚醒剤と類似の興奮作用を有し、効果が切れると落ち込んだ状態になる。反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、覚醒剤と異なるのは、手足・局部を麻痺させる作用があることであり、医療目的には、局所麻酔の用途がある。  〔主な用法：鼻からの吸引〕
	MDMA (通称:エクスタシー) MDA (通称:ラブドッグ)	覚醒剤と似た化学構造を有し、化学薬品から合成される  MDMA : 化学名「N-α-ジメチル-3・4-(メレンジオキシ)フェネチルアミン」の別名  MDA : 化学名「α-メチル-3・4-(メレンジオキシ)-フェネチルアミン」の別名	MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、これらは覚醒剤と類似の興奮作用を有し、視覚、聴覚を変化させる作用がある。情動面では陽気になる反面、不安や不眠に陥る場合もある。また、乱用により肝腎障害や記憶障害をおこし錯乱状態に陥ることがある。  〔主な用法：経口〕
	LSD	ライ麦に寄生する  麦角菌 → 麦角アルカロイド  ↓  リゼルギン酸 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">LSD</span>  LSD : 化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド」の別名。	強い幻覚作用を有し、主として知覚、ことに視覚領域を主とする多彩な幻覚をきたす。情動面では、陶酔感や陽気な気分から逆に不安な抑うつをきたすことがある。乱用により脳障害をおこし、精神病症状が残ったり、自殺傾向を生じる場合がある。  〔主な用法：舌の上に置き、舐める〕
	マジックマッシュルーム (サイロシン又はサイロシビンを含有するきのこ)	〔国内種で含有が判明しているもの〕  ヒカゲシビレタケ、ミナミシビレタケ、アイセンボンタケ、ヤブシビレタケ、オオスビレタケ、アイゾメシバフタケ、シビレタケ、アイゾメヒカゲタケ、ワライタケ、ヒカゲタケ、センボンサイギョウガサ  〔海外種で含有が判明しているもの〕  Psilocybe subcubensis Guzman, Psilocybe tampanensis Guzman et Pollock	LSDと類似の幻覚作用を有し、精神依存性を有する。人に奇妙な気分・陶酔・思考困難・不安・幻視を含む幻覚・身体感覚変化・時間感覚変化等の精神変容作用を発現し、身体的には散瞳・体温上昇・脈拍過多・呼吸量上昇等をもたらす。乱用ないし中毒により、情動面の変化が激しくなり、凶暴化・攻撃行動・殺人・自殺を試みることがある。また、精神分裂病様作用が見られる。  〔主な用法：経口〕
	メチルフェニデート ピプラドロール ペモリン	興奮作用を有し、ナルコレプシー等への医療用途がある。	向精神薬は医療上広く使用されているが、医師等の監督のもとを離れて長期に濫用すると、やがて自ら使用を止めすることが困難な状態となる。このような状態になると、怒りやすくなる・感情が不安定になる等の症状がみられ、中断により幻覚・妄想等が発現する。  なお、向精神薬は各種の医療目的に用いられており、左のようなものがある。
向 精 神 薬	ブレノルфин ベンタゾシン レフェタミン	鎮痛作用を有し、術後や各種癌における疼痛緩和等の医療用途がある。	〔主な用法：経口〕
	トリアゾラム ニトラゼパム等	催眠鎮静作用を有し、不眠症・麻醉前投薬等の医療用途がある。	
	ジアゼパム アルブラゾラム等	精神安定作用を有し、神経症等における不安・緊張等の緩和の医療用途がある。	
	フェノバルビタール等	抗てんかん作用を有し、てんかんの痙攣発作等への医療用途がある。	

### 3. 銃砲の種類

銃砲の種類は、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）等に分類され、拳銃については、その形式上から、回転弾倉式（固定弾倉式、元折式、固定式）、自動装てん式等に分類されます。

銃砲は、以下の種類に分類されます。

拳銃	肩付けをせず、片手で保持して照準、発射できる形態を有し、人の殺傷に適するように製造されたもの。
小銃	1人で携帯して両手で保持し、肩付けをして照準、発射できる形態のもので、銃腔に腔旋（ライフル）が切ってあり、主として歩兵の戦闘に適するように製造されたもの。通常、着剣装置、遠距離射撃用の照尺、頑丈な銃床を有する。
機関銃	引き金を引いている間は、自動的に連続して弾丸を発射し得る機能を有し、短時間に多数の弾丸を発射し、戦闘に適するように製造されたもので、口径が20mm未満のもの。
砲	口径が20mm以上のもので、武器等製造法上、口径により、小口径砲（20mm以上40mm以下）、中口径砲（40mmを超える90mm未満）、大口径砲（90mm以上）、迫撃砲に区分され、使用目的により、高射砲、対戦車砲等に区分される。
猟銃	狩猟及び標的射撃に適するように製造された散弾銃、ライフル銃をいい、製造上の意図、銃の機能、その他の事情により小銃と区分される。
その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲	拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃には該当しないが、人畜を殺傷するに足る威力を持って、金属性弾丸を発射し得る機能を有する装薬銃砲すべてを含む。
空気銃	スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス銃等、圧縮空気又は圧縮炭酸ガス等の膨張力により金属性弾丸を発射させるもの。
電磁石銃	電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの。（なお、内閣府令の具体的な内容は今後定められる予定。）

銃砲の要件は、次のとおりです。

① 金属性弾丸を発射する機能を有すること。

- ・「金属性弾丸」とは、金属的性格を有するものであればよい。非金属性の物質であっても、金属と同程度の硬度、重量、衝撃力を有するものであれば足りる。
- ・「発射する機能を有する」とは、現状のままで金属性弾丸を発射することができるものはもちろん、「故障のため一時銃砲としての機能に障害があつても、通常の手入れ又は修理を施せば、その機能を回復することができるもの」あるいは「その目的をもつて製造されたものでなくとも、小許の加工又は改造により金属性弾丸を発射できるようになるもの」を包含する。
- ・装薬又は圧縮空気（圧縮ガス）を用いるものであること。

② 人畜を殺傷することができる能力を有すること。

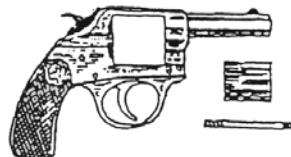
## 4. 拳銃の形式上の種類

### (1) 回転弾倉式 (リボルバー)

銃身後方の枠型銃床に取付けた円筒型弾倉が撃鉄を起こすたびに弾倉回転子の作用で1コマずつ回転して弾倉の薬室を1つずつ順に銃身と一致して装てん実包を発射する構造で、機構上の特徴から3つに分けられる。

#### ① 固定弾倉式 (ソリッド・フレーム)

固定枠型銃床に固定棒で弾倉を取付けた型式のもの。(初期の銃に多く見られる。現在では安物銃に採用されている。)

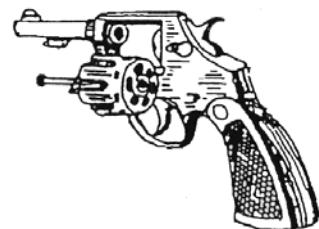


#### ② 元折式 (ヒンジ・フレーム)



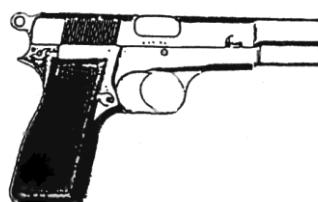
#### ③ 固定式 (スイング・アウト・シリンダー)

固定枠型銃床から弾倉がクレーン式の構造で左側へ振り出すことができるもの。(固定式拳銃の大部分がこの型式である。)



### (2) 自動式 (オートマチック)

機関銃のように連続発射される構造の完全自動式でなく、弾倉内の実包が引金を引く都度発射され、そのとき発生するガス圧の反動を利用して遊底(銃身)を後退させて排きようし、同時に次弾を装てんするという一連の動作を行う拳銃のことで「自動装てん銃」又は「半自動式」ともいわれる。



## 5. 世界における密輸動向等

### (1) 2023年の不正薬物の密輸動向

「Illicit Trade Report 2023」(World Customs Organization:WCO、2024年6月発行)における我が国を取り巻く不正薬物の密輸動向（概況）は次のとおり。

- ・ 2023年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発件数は、127カ国から27,519件が報告され、前年の41,677件から減少した。摘発件数の内訳は、覚醒剤（メタンフェタミン）を含む合成麻薬38.8%、大麻・大麻製品（以下「大麻等」という。）35.5%、コカイン17.2%であり、上位3薬種（合成麻薬、大麻等及びコカイン）が全体の約9割を占める。
- ・ 2023年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発数量は、1,038トンと前年より14.1%減少した。上位3薬種はコカイン46.2%、大麻等23.5%、合成麻薬20.3%であった。この内、コカインについては、2022年の摘発数量550トンから2023年は480トンと約12.8%減少した。また大麻等についても、2022年の摘発数量301トンから、2023年は243トンと19.1%減少した。
- ・ 大麻の数量減少については、医療用又は嗜好用大麻の合法化に向けた動きがみられる国・州の増加によって、非合法大麻の需要が減少したことが要因と考えられる。
- ・ 地域別に2023年の摘発数量をみると、西欧は519トンで前年比36.2%増加、アジア・太平洋諸国は146トンで前年比26.9%増加した。他方で、南米は135トンで前年比50.9%減少、北米は58トンで前年比61.9%減少、中東は36トンで前年比46.7%減少した。

### (2) 我が国における主要薬物の世界における動向

#### ① 覚醒剤等

- ・ 2023年の覚醒剤（メタンフェタミン）を含む合成麻薬の摘発件数は10,685件で、前年からほぼ横ばいであり、摘発数量は210トンであった。
- ・ 合成麻薬として主なものは覚醒剤、MDMA、キアブタゴン、ケタミンであり、我が国的主要薬物である覚醒剤（メタンフェタミン）が摘発件数、摘発数量共に最も多い。2023年の覚醒剤の摘発数量は133トンと前年の64トンから108.9%増加した。これは、東南・南西アジアやメキシコでの覚醒剤の密造量の増加が要因と考えられる。また2023年のMDMAの摘発数量は6トンと前年の5トンから20.2%増加、ケタミンの摘発数量は5.5トンと前年の3.7トンから46.5%増加した。
- ・ 2023年の合成麻薬の摘発数量が最も多い国はインドネシアで60トン、次いで、メキシコ、バングラデシュ、香港、米国及びサウジアラビアであった。前年と比べて、インドネシア及びバングラデシュで大幅に数量が増加した一方で、香港、米国及びサウジアラビアでは顕著な減少が見られた。
- ・ 覚醒剤の主な密輸ルートとして、マレーシアからインドネシア、ニュージーランド、豪州、日本及び香港等のアジア・太平洋諸国へ至るルート、メキシコからオランダ領アンティル、香港、豪州及びドイツ等の欧州やアジア・太平洋諸国へ至るルートが確認されている。また、MDMAは、主にオランダからマレーシア、チリ、スリナム、ニュージーランド及びベトナム等へ密輸されている。ケタミンに

については、主にドイツ、ベルギー、オランダから空路を用いて米国、香港、豪州等に密輸されている。

② 大麻等

- ・ 大麻等は、世界中で最も乱用されている不正薬物の一つであるが、2023 年の摘発数量は 243 トンと前年から 19.1% 減少した。特に前年と比較して、米国で約 30 トン、インドで約 10 トン減少したことが主な要因である。
- ・ 2023 年の大麻等の摘発数量が最も多い国はスペインで 101 トン、次いでブラジル、英国であった。地域別に摘発数量をみると、西欧及び南米において増加した一方、東欧・中欧、北米及びアジア・太平洋諸国において減少した。
- ・ 主な密輸ルートとして、モロッコから海路を使ってヨーロッパ（スペイン、英国、イタリア等）及び中東（アラブ首長国連邦等）に至るルートが確認されている。

③ コカイン

- ・ 近年、コカインの乱用が世界的に拡大しているが、2023 年の摘発数量は 480 トンで前年比 12.8% 減少した。特に、南米及び中米における摘発数量の減少が影響している。
- ・ 2023 年のコカインの摘発数量が最も多い国はベルギーで約 120 トン、次いで、スペイン、エクアドル及びオランダであった。ベルギー、スペイン及びオランダがコカインの欧州への主要な玄関口であることを示している。次いでメキシコ、米国、コロンビア、ブラジル、パナマ、アルゼンチン等が主要な摘発国となっている。
- ・ 主な密輸ルートは、エクアドルから欧州諸国へ至るルート、コロンビアから欧州諸国及びアジア太平洋諸国へ至るルート、ブラジルから欧州諸国及び豪州へ至るルートが確認されている。

## 6. 社会悪物品の摘発実績

種類	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
		件	kg	件	kg	件	kg
覚醒剤	件	72	95	301	297	139	47%
	kg	811	1,014	665	2,246	1,761	78%
大麻	件	204	199	138	135	390	289%
	kg	126	153	473	171	344	201%
大麻草	件	86	94	57	76	234	308%
	kg	49	22	315	88	211	241%
大麻樹脂等	件	118	105	81	59	156	264%
	kg	76	132	157	83	133	159%
あへん	件	—	1	—	—	2	全増
	kg	—	4	—	—	0	全増
麻薬	件	167	233	237	240	322	134%
	kg	822	61	188	312	464	149%
	千錠	90	133	82	49	67	137%
ヘロイン	件	2	—	—	—	2	全増
	kg	0	—	—	—	0	全増
コカイン	件	27	34	28	71	54	76%
	kg	820	14	49	123	260	211%
MDMA等	件	74	81	98	61	90	148%
	kg	2	30	94	117	139	119%
	千錠	90	130	81	48	67	137%
その他麻薬	件	64	118	111	108	176	163%
	kg	1	16	46	71	65	91%
	千錠	0	3	0	0	0	33%
向精神薬	件	2	6	16	10	4	40%
	kg	—	0	0	0	0	4%
	千錠	1	1	2	1	1	93%
指定薬物	件	300	302	354	143	163	114%
	kg	169	19	19	13	10	78%
合計	件	745	836	1,046	825	1,020	124%
	kg	1,928	1,251	1,346	2,741	2,579	94%
	千錠	91	134	84	49	67	136%
(参考) 使用回数	万回	5,530	3,577	2,608	8,003	6,919	86%
銃砲	件	3	1	6	1	26	26.0倍
	丁	3	1	7	1	27	27.0倍
うち拳銃	件	3	1	6	1	26	26.0倍
	丁	3	1	7	1	27	27.0倍
拳銃部品	件	—	1	2	1	1	100%
	点	—	1	4	1	1	100%

- (注)
- 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
  - 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
  - 大麻草は、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻も含む。
  - 大麻樹脂等は、大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等のほか、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬であるTHC類製品も含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。
  - MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
  - その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
  - (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。  
(覚醒剤 : 0.03g、大麻草 : 0.5g、大麻樹脂 : 0.1g、あへん : 0.3g、ヘロイン : 0.01g、コカイン : 0.03g、MDMA等及び向精神薬 : 1錠)
  - 端数処理のため数値が合わないことがある。
  - 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
  - 令和6年の数値は速報値である。

## 7. 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

年 形態別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸	70	24	93	271	284	105%	28%
国際郵便物を利用した密輸	567	689	728	385	551	143%	54%
商業貨物を利用した密輸	108	123	222	165	171	104%	17%
航空貨物	95	108	205	156	162	104%	16%
海上貨物	13	15	17	9	9	100%	1%
船員等による密輸	—	—	3	4	14	350%	1%
合 計	745	836	1,046	825	1,020	124%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

## 8-1. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

年 形態別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸	23	5	43	89	60	67%	43%
	54	35	108	420	311	74%	18%
国際郵便物を利用した密輸	23	33	128	102	32	31%	23%
	14	62	154	140	41	30%	2%
商業貨物を利用した密輸	26	57	130	105	44	42%	32%
	743	917	402	1,686	1,409	84%	80%
航空貨物	20	50	127	99	39	39%	28%
	103	266	375	737	394	53%	22%
海上貨物	6	7	3	6	5	83%	4%
	639	650	28	949	1,015	107%	58%
船員等による密輸	—	—	—	1	3	300%	2%
	—	—	—	0	0	全増	0%
合 計	72	95	301	297	139	47%	100%
	811	1,014	665	2,246	1,761	78%	100%

(注) 1.航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2.端数処理のため数値が合わないことがある。

3.数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

## 8-2. 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年						構成比	合計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
アジア	29	30	101	76	47	34%	283	
	153	588	154	149	163	9%	1,207	
マレーシア	4	11	17	14	13	9%	59	
	14	69	52	44	36	2%	215	
タイ	7	7	22	31	14	10%	81	
	120	13	45	49	46	3%	274	
ベトナム	8	4	19	10	11	8%	52	
	3	4	5	16	71	4%	99	
中国（香港・マカオを含む）	4	3	6	3	2	1%	18	
	11	445	10	4	3	0%	473	
中国	1	1	3	1	1	1%	7	
香港	2	15	6	0	0	0%	23	
マカオ	3	2	3	2	1	1%	11	
マカオ	9	430	4	4	3	0%	450	
フィリピン	-	2	6	2	2	1%	12	
	-	0	4	3	0	0%	8	
ラオス	1	1	8	3	-	-	13	
	2	3	18	5	-	-	28	
パキスタン	-	1	6	5	-	-	12	
	-	49	2	9	-	-	59	
韓国	-	1	11	2	-	-	14	
	-	5	2	5	-	-	12	
台湾	4	-	-	1	1	1%	6	
	1	-	-	0	0	0%	1	
カンボジア	-	-	-	-	1	1%	1	
	-	-	-	-	6	0%	6	
インド	1	-	6	3	1	1%	11	
	2	-	16	8	1	0%	27	
中東	7	6	28	29	3	2%	73	
	28	64	132	884	8	1%	1,117	
トルコ	2	3	6	7	1	1%	19	
	6	16	16	110	2	0%	149	
アラブ首長国連邦	2	2	10	9	2	1%	25	
	16	45	94	744	6	0%	905	
イラン	2	1	2	2	-	-	7	
	4	3	0	21	-	-	28	
アフリカ	5	8	33	18	-	-	64	
	259	34	74	106	-	-	474	
南アフリカ	4	6	13	6	-	-	29	
	258	18	43	89	-	-	408	
ガーナ	-	10	-	1	-	-	4	
	-	1	4	-	-	-	5	
ナイジェリア	-	6	3	-	-	-	9	
	-	-	3	4	-	-	7	
ケニア	-	-	2	6	-	-	8	
欧州	10	24	40	29	15	11%	118	
	14	35	96	52	44	2%	240	
イギリス	3	9	16	7	2	1%	37	
	8	13	35	4	3	0%	63	
オランダ	2	5	3	3	4	3%	17	
	0	0	0	1	15	1%	16	
フランス	-	4	4	7	3	2%	18	
	-	6	7	22	11	1%	46	
ドイツ	1	2	5	1	1	1%	10	
	0	10	25	1	0	0%	36	
ベルギー	1	2	5	5	1	1%	14	
	6	1	16	5	2	0%	30	
イタリア	-	-	-	1	1	1%	2	
	-	-	-	3	8	0%	11	
アイルランド	-	1	-	-	-	-	1	
	-	4	-	-	-	-	4	
スペイン	-	-	-	2	-	-	2	
	-	-	-	12	-	-	12	
北米	12	19	83	112	55	40%	281	
	245	83	177	714	570	32%	1,789	
米国	9	14	58	75	32	23%	188	
	1	75	102	398	390	22%	965	
カナダ	3	5	25	37	23	17%	93	
	244	8	76	316	180	10%	824	
中南米	9	8	16	32	18	13%	83	
	111	209	32	341	977	56%	1,670	
メキシコ	9	8	13	29	17	12%	76	
	111	209	31	339	787	45%	1,477	
グアテマラ	-	-	-	2	190	11%	192	
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	
不明	-	-	-	1	1	1%	2	
	-	-	-	0	0	0%	0	
合計	72	95	301	297	139	100%	904	
	811	1,014	665	2,246	1,761	100%	6,496	

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。

2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

3. 数量の表記について、「0」とは 500 g 未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

## 9-1. 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年						前年比	構成比
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
航空機旅客による密輸		21 0	6 10	25 3	67 111	88 72	131% 65%	23% 21%
国際郵便物を利用した密輸		144 77	159 80	76 68	48 40	213 194	444% 490%	55% 56%
商業貨物を利用した密輸		39 48	34 63	37 401	20 20	82 78	410% 388%	21% 23%
航空貨物		36 48	27 63	32 101	20 20	78 77	390% 382%	20% 22%
海上貨物		3 0	7 0	5 301	— —	4 1	全増 全増	1% 0%
船員等による密輸		— —	— —	— —	— —	7 0	全増 全増	2% 0%
合 計		204 126	199 153	138 473	135 171	390 344	289% 201%	100% 100%

(注) 1.航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2.端数処理のため数値が合わないことがある。

3.数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

## 9-2. 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年						構成比	合計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
アジア		15 38	7 7	17 7	33 2	185 195	79% 92%	257 249
タイ		— —	1 0	6 0	22 1	153 162	65% 77%	182 164
ベトナム		14 38	6 7	9 7	4 0	21 31	9% 15%	54 83
中東		— —	— —	1 0	— —	— —	— —	1 0
アフリカ		— —	3 2	— —	— —	1 0	0% 0%	4 2
欧州		21 3	30 1	14 1	14 1	17 1	7% 0%	96 5
北米		50 8	52 12	23 307	27 85	24 10	10% 5%	176 423
米国		38 2	48 11	17 4	19 21	22 9	9% 4%	144 46
カナダ		12 7	4 1	6 303	8 65	2 1	1% 0%	32 377
中南米		— —	— —	1 0	— —	— —	— —	1 0
オセアニア		— —	2 0	— —	— —	1 0	0% 0%	3 0
不明		— —	— —	1 0	2 0	6 6	3% 3%	9 6
合 計		86 49	94 22	57 315	76 88	234 211	100% 100%	547 685

(注) 1.端数処理のため数値が合わないことがある。

2.仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

3.数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

## 9 – 3. 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

仕出地	年						構成比	合計
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
アジア	1	3	12	22	62	40%	100	
	0	0	39	36	82	62%	157	
	–	1	3	6	32	21%	42	
	–	0	0	0	10	7%	10	
ベトナム	–	1	8	9	17	11%	35	
	–	0	34	34	66	50%	134	
アフリカ	–	–	–	1	–	–	–	1
–	–	–	–	0	–	–	–	0
欧州	8	10	3	2	7	4%	30	
	0	1	1	0	7	6%	9	
北米	108	89	65	30	82	53%	374	
	76	131	118	47	43	33%	416	
	101	86	56	26	79	51%	348	
	66	125	96	43	33	25%	363	
米国	7	3	9	4	3	2%	26	
	10	6	22	4	10	8%	53	
カナダ	–	–	–	–	1	1%	1	
–	–	–	–	–	0	0%	0	
中南米	–	–	–	–	–	–	–	
–	–	–	–	–	–	–	–	
オセアニア	1	2	–	–	1	1%	4	
	0	0	–	–	0	0%	0	
不明	–	1	1	4	3	2%	9	
–	–	0	0	0	0	0%	0	
合 計	118	105	81	59	156	100%	519	
	76	132	157	83	133	100%	581	

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。

2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

3. 数量の表記について、「0」とは 500 g 未満の場合を示し、「–」とは全く無い場合を示す。

## 10. 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	295	278	272	383	357	93%	93%
関税脱税事犯	2	1	–	1	–	全減	–
無許可輸出入事犯	14	4	4	11	20	182%	5%
虚偽申告輸出入事犯	4	5	1	5	5	100%	1%
その他	–	–	–	–	–	–	–
合 計	315	288	277	400	382	96%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	80	84	163	102	108	106%	26%
関税脱税事犯	21	19	21	37	58	157%	14%
無許可輸出入事犯	129	56	103	192	232	121%	57%
虚偽申告輸出入事犯	6	6	1	10	11	110%	3%
その他	15	–	5	6	–	全減	–
合 計	251	165	293	347	409	118%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

## 11. 各知的財産権の概要

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
特許法 (特許権)	・発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの） (1条、2条)	・設定の登録により発生（66条） ・特許出願の日から原則として20年（67条）	・インカートリッジ（セイコーエプソン） ・トナーカートリッジ（リコー） ・スマートフォン等のグリップ・スタンド（ポップソケツリミテッドライアビリティカンパニー）
实用新案法 (実用新案権)	・物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）(1条、2条)	・設定の登録により発生（14条） ・実用新案登録出願の日から10年（15条）	・クリーニングワイパー（花王） (※過去の事例であり、現在は権利無し)
意匠法 (意匠権)	・意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を引起させるもの）(1条、2条)	・設定の登録により発生（20条） ・意匠登録出願の日から25年（21条）	・美容用ローラー（MTG） ・イヤホン（アップル）
商標法 (商標権)	・商標（人の知覚によって認識するものができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（標章）であって、業として商品を生産し、証明し、譲渡する者がその商品について使用をするもの等）(1条、2条)	・設定の登録により発生（18条） ・設定の登録の日から10年（19条）※更新可	・バッグ、財布、衣類等の偽ブランド品 ・バイアグラ等の偽造医薬品
著作権法 (著作権)	・著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）(1条、2条)	・創作により発生（51条1項） ・原則として著作者の死後70年（51条2項） ・映画の著作物は公表後70年（54条）	・アニメ等のキャラクターグッズ ・海賊版DVD（映画、ドラマ、エクササイズ用等）

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
(著作隣接権)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実演（著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演すること。これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）</li> <li>・レコード（蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの。音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）</li> <li>・放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信）</li> <li>・有線放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信）（1条、2条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実演等を行った時に発生（101条1項）</li> <li>・実演等が行われた日の属する年の翌年から起算して70年又は50年（101条2項）</li> </ul>	・海外頒布用CD
半導体集積回路の回路配置に関する法律 (回路配置利用権)	・回路配置（半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置）（1条、2条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定登録により発生（10条1項）</li> <li>・設定登録の日から10年（10条2項）</li> </ul>	・差止事例なし
種苗法 (育成者権)	・品種（重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合）（1条、2条2項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種登録により発生（19条1項）</li> <li>・品種登録の日から25年、永年性植物については30年（19条2項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差止事例なし</li> <li>（※）以下、輸入差止申立てあり</li> <li>・ぶどう「シャインマスカット」</li> <li>（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）</li> <li>・みかん「みはや」</li> <li>（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）</li> </ul>

## 不正競争防止法で輸出入が規制されている物品の概要

内容	物品例
周知表示混同惹起品 (第2条第1項第1号)	需要者の間で知られている他人の商品等表示（ <u>周知表示</u> ）と同一又は類似の表示を使用して、他人の商品と混同させるもの
著名表示冒用品 (第2条第1項第2号)	需要者に限られず全国的に広く知られている他人の商品等表示（ <u>著名表示</u> ）と同一又は類似のものを勝手に用いて作られたもの（混同の惹起は不要）
形態模倣品 (第2条第1項第3号)	特徴のある他人の商品の形態を真似て作られたもの（ラベル等の「表示」は不要）
営業秘密侵害品 (第2条第1項第10号)	営業秘密の不正使用により生産されたもの（そのことを知っている者が輸出入する場合に限る）
技術的制限手段無効化装置 (第2条第1項第17号、第18号)	コンテンツを暗号化することにより正当に許諾を受けた者以外の視聴等を制限する手段（アクセスコントロール）等を無効化する機器

(注) 不正競争防止法違反物品については、同法の保護を受けることができる者や物品が明確でない場合が想定されることから、税関における適正な執行を確保するため、差止申立てを行う者は、申立てに係る侵害の事実が疎明するに足りるか等について経済産業大臣の意見又は認定を求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を税関長に提出しなければならない